

〈Notes〉 Economic Enviroment of a Village  
Community in the Early Edo Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福澤, 徹三 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1369">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1369</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 近世前期における村の経済環境

— 浜松藩領有玉村を事例に —

福澤徹三

はじめに

本稿は、近世前期の村と土豪・小百姓を取り巻く経済環境について、藩領主との関係を中心に考察するものである。このような課題を追究するには、すでに古典的位置を占めているが、佐々木潤之介『大名と百姓』を検討対象とせねばならない。佐々木は、太閤検地により土地を名請した小百姓の経営について、慶安軍役令で大名の課役が軽減されるまで際限のない軍役が続くが、慶安の御触書発布で幕府の農政方針が転換され、一六五〇年代以降大きく改善されるとした。その後、根岸茂夫、山本英二の研究により、慶安軍役令・慶安御触書とともにその存在が疑問視されているが、佐々木は生前自らの見通し自体については自説を堅持していた。<sup>41</sup>

さて、最近の土豪や新田開発研究の進展は著しいものがある。<sup>42</sup> そのいずれも、大枠では一七世紀を通じて、近世村落の経済環境は大きく改善する、と考えているようだ。また渡辺尚志は、一七世紀の村落状況について、その初期と終期では大きな違いがあり、

長い目で見れば無視できない変化が内部で起きていたと述べる一方、太閤検地以外の領主政策のあり方や変化については、十分な検討がされていないのではないだろうか、と今後進むべき方向性を示している。<sup>43</sup> 本稿はこの点を、村の経済環境の面から考えてみたい。なお、「村の経済環境」とは、村に影響を及ぼす外部環境の意味であるが、影響を及ぼす具体的な事柄は政治支配や自然災害を念頭に置いている。

では、村の経済環境を分析するには、どのような史料を用いるのがよいのだろうか。やはり、百姓の願書や、領主の触書中の文言のみを検討対象とするだけでなく、客観的な数値を系統的に追い、提示して検討することが望ましい。比較的史料が残っている、このような課題に 대응するのは年貢関係史料であろう。だが管見の限り一七世紀の分析では、十分に活用されてはいないと思われる。本稿では主にこれらの史料を分析用いることにする。

## 1 有玉村の年貢割付状と村の状況

有玉村の年貢関係史料で系統的に残っているのは、年貢割付状

（以下、割付状とする）で、一七世紀だけで五三年分がある。最も古いのは元和八年（一六二二）で、それを掲げる（一部を二段書きにした）。

〔史料〕 戌年有玉村免定

一高千三百七拾六石式升

内式石五斗式升八合

三石八斗八升

式百五十五石式斗六升三合 天龍井

内壺石八斗

壺石八斗八升

残式百五十壺石五斗八升三合

此取五ツ八分

残千百拾四石三斗四升九合

此取七ツ也

一高三斗六升

此取五ツ也

一高五拾式石壺斗九升六合

此取三ツ五分

一高拾壺石五斗三升八合

此取三ツ也

一高五石壺斗九升八合

此取三ツ也

一高拾壺石式斗四升六合

内六斗八升

残拾石五斗六升六合

井堀

戌本坂道代

井堀

井堀

戌付荒

天龍井

野方

同小嶋

新田

同小嶋

同小嶋

同新町

同

同

同

川成

戌改同

此取式ツ五分

右之分急度納所可仕者也

戌霜月八日

秋左次右<sup>印</sup>

篠二郎兵<sup>印</sup>

有玉村

庄屋

森清兵<sup>印</sup>

一此取五分

（四二）

これは、元和八年（一六二二）一月八日に、高力氏の年貢担当者四名から有玉村庄屋に宛てて出された年貢割付状である。始めの一つ書きが、高一三七六・〇二石の本田畑、以降の一一筆が新田畑である。本田畑部分は、二つに分かれている。検見の結果、天龍井と称される高二五一・五八三石は免五・八である。計算すると、一四五・九一八石が納石高となる。残一一四・三四九石は免七で、同じく計算すると、納石高は七八〇・〇四四石。合わせて、九二五・九六二石が本田畑の納石高である。

新田畑は野方と称する場所は、高〇・三六石、免五つで納石高は〇・一八石。二筆目の新田と称される場所は、高五二・一九六石、免三・五で納石高一八・二六八石となる。一一筆合計で、高一〇三・二三五石、納石高は三一・一一一石である。

有玉村では、新田開発に対して、領主が改を行って年貢を課している。その内容が、本通の末尾に記されている場合と、別通に仕立てられている場合がある。本通の末尾に書いているものは、対象にしたが、別通のものは残存が系統的でないことと、検地がなされた場合は本通に含まれていくことになるので、検討対象から除外した。

次に分村について説明する。中世惣村規模の村が、一七世紀に分村することはよく見られることで、有玉村もその例に漏れない。承応四年（一六五五）の村方騒動で、有玉村から福請村が分村し、寛文四年（一六六四）までは別村であったが、翌五年から元の一村となる。また、割付状表題の有玉村は、有玉・松木嶋・上瀬村の三つの村落から成っていた。それが、延宝七年（一六七九）以降は、有玉下村と他四か村に分かれ、石高五一〇石余の有玉下村宛の割付状となる。分村以前の村名を系統立って追えればよいが、新田開発の状況が盛んであるためか、厳密な形ではそれが叶わない。なので、分析は割付状表題の有玉村および有玉下村単位で行う。

内容の検討に移ろう。「表」は年ごとに、村高、免、年貢納入高（領主から見れば収納高）について、まとめたものである。領主欄は、この期間治めた大名、村の内訳欄は延宝六年段階での分村名の内訳、重要事項欄は、村に多大な影響を与えた内容である。なお、免（田方）の欄には、割付状で田と畑が一括されている場合は村高の免を、別れている場合は田方の数字を入れ、畑方免欄に畑方のそれを表記した。

浜松藩は、近世後期には幕閣の要職に就くものが治める場合があり、北島方治はこれを行政的転封と称した。<sup>55</sup> 近世前期にも四度の領主交代がある。治世は高力氏一九年間、大給松平氏六年間、太田氏三四年間、青山氏四〇年間となる。近世後期と同様、頻繁な領主交代が行われた。

有玉村では、承応二年（一六五三）と延宝三年（一六七三）に二度の検地が行われた。史料上は「総検地」とも呼ばれ、小規模

な新田の高入れと区別されている。<sup>56</sup> いずれも、太田氏のもとで実施された。藩政史料を見出せていないので、二度の検地の政策意図や背景については明らかにできない。承応二年の総検地は、前年に「御領分新田穩田万御仕置改り」があった。全領的規模で実施され、近世初期以来の新田開発の成果を把握した検地であったと位置付けられよう。表では、慶安二年の新田高一八九石余が、承応二年には新田高六七七石余へと大幅に上昇している。が、翌年には四三二石余に減っている。その翌年に福請村が分村したため、細かい把握は困難であるが、少なくとも四〇〇石余の高入れがあったと考えておきたい。

次の延宝三年の場合は、事情が異なるようである。前年に「百年以来部類之大水」がおきた。延宝四年の有玉村の村高は一〇四三石余、新田高は一八五石余であり、三年前より村高は九四石余、新田高は三五石余減少している。この検地は、洪水後の耕地状況を整理し、年貢割付に反映させるためのものであったと考えられる。であるから、藩領全体ではなく、洪水被害があった村だけに実施されたとも想定しうるが、詳しいことは不明とせざるを得ない。

## 2 村高、免の推移

前項でみたように、割付状に含まれる村の範囲が異なるため、比較が難しいところもあるが、村高と免の推移をみてみよう。有玉村（含福請村）+松木嶋村+上瀬村の範囲で最長の期間比べられるのは、元和八年から延宝六年の五八年間である。村高は一三七六石余から一四八一石余へ、新田高は一〇三三石余から

三三六石へと大きく増加している。特に、新田高の増が顕著である。合計で三三八石余、二二%増えている。同期間の全体納入は、九五七石余から一一六四石余と二〇七石余、二一%の増となる。免もほぼ同率（七と七・一五）であるから、大水害を受けながらも、耕地面積、年貢納入ともに二〇%少しの増加というのが有玉村の開発の趨勢と理解しておきたい。

次に、耕地面積の把握の点からこの期間の内容を検討していくと、承応二年の総検地が大きな画期となっている。村高は変わらないが、新田高を倍増させたこの検地は、領主にとって元和慶安年間の新田開発の成果を把握する役割を果たした。承応四年に福請村が分かれるため、正確な数値は明らかにできないが、延宝三年まで耕地面積は変わらなかったと評価できよう。近世前期の耕地面積は、承応二年を境に区分できる。

では、免を見よう。高力氏では、七・三〜六・六で推移しているが、治世前半が若干高く、全体納入も同じ傾向である。寛永一〇年は六・六とそれほど低くはないが、全体納入は八〇〇石を切っており、不作による検見引が多い年であった。次の大給松平氏の治世は六年間であったが、二年目の寛永一六年（二六三九）に八・六と極端な高免を課した。これは、太田氏治世の慶安二年（一六四九）とともに、江戸時代を通じての最高免であろう。寛永一九年は検見引が多い不作年であったが、後の二年は免七程度となる。

三四年間と長い治世であった太田氏の初年は免七で、一・三年目は不明、四〜六年目に八・六、八・四、八・六と極端な高免を続ける。一方で、承応二年の総検地後は畑方免を設定した。田方と比

べ一・二〜〇・三の免下がりとなり、百姓自身も有り難いことだと認識していた（後述）。だが、畑方免は再度設定されなくなり、七・七〜七・四の比較的高免が続く。寛文一三年は、「世中違（作）候へ共、浜松領御高免」と記されている。延宝二年の大洪水、翌年の検地を経て、同四年には再度畑方免が〇・八の免下がりで設定されたが、二年後転封となった。前半は苛政で、中期は寛大であったが、後半にまた厳しい年貢を課した、と概括できよう。ただし、有玉村庄屋高林道鑑は、寛文六〜一二年を「無事」と評価している。対して、延宝二年は大水があつて年貢が払えず、借金をした、と書いている。無事かどうかの評価基準は、その年の村の収穫で年貢皆済ができるか否かであったのであろう。この期間は、七・七〜七・四と比較的高免であった。道鑑にとっては免七・四程度が、平年作での常識的免であったと考えておきたい。<sup>47</sup>

最後に、青山氏。延宝六年は七・一五であるが、入封が八月と遅く、十分免を吟味するのは難しかったと思われる。<sup>48</sup> 延宝七年以降は有玉下村しか判明しないが、同年に免七・九と治世中最高値を付けている。その後二年間は不作年であったが、以後七後半の高免が続いている。年貢収量も、不作年以外は概ね免に連動して推移している。

四領主治世下の免の特徴として、大給松平氏、青山氏に顕著に見られるように、転封直後に高免を課するという傾向を指摘できよう。高力氏も前半が、太田氏も四〜六年目は極端な高免である。この理由を直接明らかにするためには、藩財政の史料を分析しなければならぬ。ここではそれが困難なので推測を述べるとすれば、転封は大名と家臣団に多大な引越費用が必要だったはずで、

藩財政に大きなダメージを与えたことは想像に難くない。そして、命じる幕府からの恩恵的支出は望むべくもなかったろう。であるから、ここで指摘した傾向は、近世初期頻繁に見られた転封費用の百姓への転嫁の結果と考えておきたい。

### 3 青山氏の年貢収納方針

元禄一〇年（一六九七）一二月、有玉村五か村惣百姓は代官に宛てて、延宝六年以来の青山氏の治世が、百姓にとつていかに苛政であるかを、太田氏の治世を引き合いに出して述べ、改善を求める願書を出した。一五条あるが、そこから年貢に関わる部分を検討しよう。<sup>49)</sup>

A（青山氏の）入部した延宝六年の免（免定）は七・一五であったが、翌年は高免で七・九を命じられた。米の納入が大分増し、年貢皆済が出来ず、（延納を）お願いしたけれども採用にならなかった。金子を調達して納入せよと命じられたので、庄屋百姓が連判し、御代官の裏書と印判がなされ、浜松田町清右衛門に利息月二割の金子を借用し、皆済した。

B 翌延宝八年は大風大水で世間が違作であったので、免は六・五であったが、年貢上納ができなかった。（前年の）御裏書の連判借りの元利返済をこの年の米で行ったので、未進もあり、再度裏判をいただいて方々から金子を借用し皆済した。

C 以来相続のために連判借りを、合計六六〇両余になった。七年以前（元禄三年）から裏判がいただけなくなり、（新たな金子借用ができず）返済の方法がなくなりました。連判借りをした者のうち、七〇軒もが潰れとなり、田地家財を売り払い、

妻子は江戸に下り奉公に出ている。その他の者も潰れ同前で困窮している（以上、第一条）。

D 諸新田にまで高免を命じられるので、百姓は難儀している（第四条）。

E 先代（太田氏）の時代、数年間田畑で免を分けて下さった。そうでない期間も麦作・秋免ともに畑は詳しく検見し、お引き下された。だが、当代（青山氏）になって田畑同免になり、明細引もなく百姓は困窮している（第九条）。田畑で免を分け、定免とし、百姓の難儀を救っていただきたい（第一〇条）。

F 一八年以来（延宝八年）の悪風で大木が伏し倒れ、百姓家が大量潰れた（第九条）。

G 今年の免は（昨年より）二分減って七・五である。今年は大風であったと考えておられると思うが、検見引が昨年より少なく、結果納入高は昨年より増している。なので、未進分は来年秋まで待っていたきたい（第一一条）。

H 隣の半田村では昨年は田方免六、畑方免四である。その他近隣の村々の免をお伝えする（第一二―一五条）。

以上の内容は、表によって数値で裏付けが可能である。訴状の末尾には、庄屋に窮状を伝えたが、領主に願ひ出でくれなかったとある。だが、これら一〇年以上に亘る割付状は庄屋か元庄屋の手元にはないはずで、小百姓だけではなく、村役人層もこの主張に賛同していたと考えてよいだろう。

青山氏の治世は、前の太田氏よりも百姓に対して厳しいもので、藩財政の不如意が、年貢収取を通じて百姓に転嫁され、小百姓だけではなく、村役人層にまで大きな影響を及ぼすものであった。

城下町商人からの村借りを強いられ、多くの百姓が退転を余儀なくされた。城下町商人からの村借りが必要であるということとは、村内外での講や土豪同士では資金が枯渇して、地域の金融需要が賄えなくなったことを意味する。<sup>10</sup>ここに、一七世紀末では、地域金融市場が成熟しておらず、自然災害や領主苛政への耐性が十分に備わっていないという、歴史的段階の有り様を看取することができよう。

### おわりに

本稿での検討内容をまとめ、今後の展望を述べておきたい。浜松藩領有玉村では、近世前期を通じて新田開発が継続的に行われ、二度検地がなされたが、百年に一度の自然災害にも見舞われた。検見も毎年実施されており、領主による耕地把握と年貢収量への関心の高さが窺えよう。

割付状の継続的分析からは、領主交代後、年貢が増徴される傾向があることが判明した。これは、居城や領地の引越し費用が百姓に転嫁された結果であろう。今後、近世前期の領主交代の実情を表す史料発掘によって裏付けを図りたい。幕藩関係では、転封にともなう費用を幕府が手当てする財政的制度は確認されておらず、大名からすればこれは転封時いつでも生じうる問題であったと考えておきたい。

また、畑方免が交代後の領主では採用されず、免の高下も大きく、百姓にとって領主の交代は、歓迎されることではなかったのではないだろうか。親藩・譜代・外様藩領のうち、特に領主の交代が頻繁であった譜代藩領の特殊性として、大きな検討課題であ

ろう。

地域の金融市場という観点からは、一七世紀は資金蓄積が十分ではなく、筆者がこれまで検討してきた一九世紀とは異なる地域経済状況であることが確かめられた。資金蓄積、という観点から、近世の地域金融を段階的に検討する足がかりを得られたと考えている。

### 注

\*1 一九七一年。日本の歴史シリーズの一冊。中央公論新社の改版（二〇〇五）には、青木美智男による懇切な解説があり、参考になる。また、現在の研究状況について、山本英二「書評 本城正徳著『近世幕府農政史の研究―「田畑勝手手の禁」の再検証を起点に―』（『日本史研究』六一七、二〇一四年）が的確である。

\*2 小酒井大悟『近世前期の土豪と地域社会』（清文堂出版、二〇一八年）、鈴木直樹『近世関東の土豪と地域社会』（吉川弘文館、二〇一九年）。

\*3 「中世・近世移行期村落論の到達点と課題」（『日本史研究』五八五、二〇一一年、のち『日本近世村落論』岩波書店、二〇二〇年、所収）。

\*4 割付状によっては、高と免のあとに、それを掛け算した納石高が記されているものもあるが、寛文三年以前の割付状にはそれが無い。検討の対象とした割付状には写しがあり、納石高があれば写し違いが判明し心強いのであるが、それが出来ない。前後の年から検討して、疑問がある史料でも、記載どおりに検討を行うことにする。

\*5 北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』（吉川弘文館、一九七八年）三七四頁。

\*6 浜松市立中央図書館所蔵、高林家文書「覚」（二八五―四七）、高林道鑑著。以下、同図書館発行の目録番号により表記する。また、本項の村

の出来事についての記述は、これによる。

\*7 この前に高林家が当事者である村の土地をめぐる記述があり、後には違作と洪水の内容が続く。無事という表現は、前後の出来事と比べればとのニュアンスを含んでいるだろうから、常識的免も低い方を採用した。

\*8 同年の割付状は、例年一月の一月月から一か月遅れて一二月に出され、形式も年貢担当役人一人によって出されており異例である。

\*9 関連する条文を以下に記す（高林家文書三二五—一八）。

乍恐有玉五ヶ村惣百姓口書ヲ以訴訟申上候

① 一御入部被遊午年御免定七つ老分五リニ被仰付候、翌未年御高免二而七つ九分ニ被仰付候、米辻大分御増御年貢皆済不能成候ニ付、御訴訟申上候へ共、御了簡不被下御代官様御裏判可被下之間、何方ニ而候共金子借用致上納仕候へと被仰付候ニ付、濱松田町清右衛門方ニ而月二割之利足ニ相極メ庄屋百姓連判仕、御代官様御裏書御印判被成金子借用御皆済仕候、翌申年大風大水ニ而世中違作候故六つ五分ニ御免定被下候へ共、御年貢上納不能成、殊ニ御裏書之連判借り元利共ニ当米を以返済仕候ニ付御未進大分ニ罷成、御裏判ニ而方々金子借用皆済仕候、夫今年々相統連判借り都合金六百六拾兩余御座候所ニ七年以前未年今御裏判ニ成不被下候ニ付、右之借し方無御座候故、連判借り仕候者共当年迄二家数七拾軒余進退つおし田地家財売払妻子等迄江戸へ下り奉公為致候、此外之者も進退つふれ申同前之躰ニ罷成候御事

(一) 三條中略

④ 一有玉村之義和地御山大芥御山近所ニ御座候故、先御代様ニハ御台所木松葉附払等迄当村へ被仰付御領分分ノ費用金取、其外方々山かせき仕御年貢作毛之助力ニ罷成候所、式拾年以來ハ御薪其外他所之売人ニ被仰付、殊ニ御山荒申候故落葉も無御座、剩費用銭売人方へ出し村中困窮仕候処ニ、諸新田迄御高免ニ被仰付百姓難義至極仕候御事

(五) 八條中略

⑨ 一有玉村之義先御代様ニハ田畑御免定御わけ被下候義數年之御事ニ御座

候、然共麦作秋免共ニ畑御検見明細ニ御引被下候処ニ、当御代様ニハ田畑同免ニ被遊、其上明細之御引方不被下百姓困窮仕候故居屋敷等迄床々ニ御断申上打崩少之助ニ仕候、尤新開之御年貢御免定之通上納仕候、ケ様ニ村中衰申候所ニ当麦不作仕、其上床々之大水殊二十八年以來之悪風ニ而山林藪之大水迄も伏たをれ百姓家数大分つふれ申、其節御見分被遊候通明細ニ書付指上ケ申候、勿論畑作木綿大豆小豆菜蕎麦迄も取不申、当年畑作ニ而きひ稗相応ニ取申候へ共、麦作ハ木綿大分其外品々作仕候へハ、きひ稗も只今迄之夫食ニ相積不申候、只今今銀ニ及候者別紙ニ書付御訴訟可申上候、右之旨前方分段々庄や方へ申候へ共、一圓ニ取次不申候、庄や共ハ兼而御米拝領仕候故、我々共餓ヲ罷仕候連カも不存候御事

⑩ 一有玉村之儀田方悪所大分御座候処ニ、当年御検見引もミ三合毛以上平均被仰付明細之御引方不被成候ニ付、百姓手前ニ而大分高下御座候、悪所大面ニ所持仕候百姓弥以つふれ申候、願クハ田畑御免定御わけ被遊御定免ニ御極百姓御救可被下候御事

⑪ 一当御免定式分御減七つ五分ニ被下候ハ、今年大風之御了簡と奉存候へ共、御検見御引高去年分少分ニ而御免定之御米辻去年分大分御増、殊ニ御直段去年分大分高直ニ御座候而、金子如何程出し候而も米高ニ成不申候而、驚迷惑仕候、其外及力申迄ハ随分相働可申候へ共相残り候御未進御慈悲ニ来秋迄ニ被差上被下候様ニ奉願候御事

⑫ 一村并近藤登之助様御領分半田村当麦作式割半引、木綿八割大豆小豆四割引田方式割半引、去年之免田方六つ余畑方四つ余、当年ハ未御免定出不申候由

⑬ 一服部様御領分石田村御免定ならし三つ一分五り也

⑭ 一太田隠岐守様御領分笠井新田平均三つ一分

⑮ 一万平三右衛門様御代官所市野村ならし式つ九分

右四ヶ所村并之義ニ御座候故及承候ニ付、乍憚申上候右之段々數年困窮と乍申当悪年ニ差当、百姓難義仕段々口上ニ而御訴

訟申上候へ共、庄や一圓取合不申土人餓ニ及候をも一圓構不申候、兼而之御触ニも牛馬迄御哀被遊候御仕置之所ニ捨置候様恐入候へ■惣百姓口書を以御訴訟申上候、只今之通ニ御座候而ハ御百姓大小共ニ相続不申候、此上御慈悲を以具ニ被為召分永ク御百姓ニ成候様ニ御救被下候ハ、難有奉存候、以上

元禄十年（一六九七）丑十二月廿七日

有玉五ヶ村惣百姓共

御代官様

\*10

拙稿「近世前期における土豪金融の特徴―浜松藩領有玉村高林家を事例に」（中村只吾・渡辺尚志編『生きるための地域史―東海地域の動態から』勉誠出版、二〇二〇年、所収）も参照されたい。

近世前期における村の経済環境

表 有玉村の高および年貢収量の一覧

元号	支	西暦	領主	重要事項	村の内訳	村高 (石)	新田高 (石)	免 (田方)	畑方免	本田畑納入 (石)	全体納入 (石)
元和5	未申	1619	高力1			-	-	-	-	-	-
6	申	20	2			-	-	-	-	-	-
7	酉	21	3			-	-	-	-	-	-
8	戌	22	4		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	103.225	7	-	925.962	957.101
9	亥	23	5		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	103.225	7.3	-	971.133	996.850
寛永2	子	24	6		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	103.225	7.3	-	956.725	984.425
3	丑	25	7			-	-	-	-	-	-
4	寅	26	8			-	-	-	-	-	-
5	卯	27	9			-	-	-	-	-	-
6	辰	28	10			-	-	-	-	-	-
7	巳	29	11		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	96.478	7	-	927.234	954.703
8	午	30	12			-	-	-	-	-	-
9	未	31	13		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	133.209	7.2	-	957.203	992.632
10	申	32	14		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	102.908	6.9	-	893.883	927.620
11	酉	33	15		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	101.408	6.6	-	769.479	794.748
12	戌	34	16			-	-	-	-	-	-
13	亥	35	17			-	-	-	-	-	-
14	子	36	18			-	-	-	-	-	-
15	丑	37	19			-	-	-	-	-	-
16	寅	38	20	大給松平		-	-	-	-	-	-
17	卯	39	21		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	121.609	8.6	-	1148.423	1195.821
18	辰	40	3			-	-	-	-	-	-
19	巳	41	4		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	121.609	7.8	-	991.308	1034.561
20	午	42	5		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	121.609	5.8	-	718.105	754.599
21	未	43	6		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	121.609	7.1	-	925.434	970.154
22	申	44	7	太田1	有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	121.609	7	-	933.261	977.056
正保2	酉	45	2			-	-	-	-	-	-
3	戌	46	3			-	-	-	-	-	-
4	亥	47	4		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	145.878	8.6	-	1146.117	1251.437
5	子	48	5		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	193.370	8.4	-	1076.345	1201.859
慶安2	丑	49	6		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	193.370	8.6	-	1091.248	1219.748
3	寅	50	7			-	-	-	-	-	-
4	卯	51	8		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	193.370	7.6	-	976.446	1089.408
5	辰	52	9	御領分新田穂田万御仕置改り		-	-	-	-	-	-
承応2	巳	53	10	有玉中総検地	有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	677.613	6.8	6.5	894.565	1284.301
3	午	54	11		有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1376.020	432.415	6.6	6.3	864.057	1109.912
明暦2	未	55	12	福請村分村		-	-	-	-	-	-
3	申	56	13			-	-	-	-	-	-
4	酉	57	14		有玉 + 松木嶋 + 上瀬	1373.548	171.760	6.7	6.2	859.357	939.688
5	戌	58	15		有玉 + 松木嶋 + 上瀬	1374.410	171.760	7.4	6.2	869.748	944.026
万治2	亥	59	16			-	-	-	-	-	-
3	子	60	17			-	-	-	-	-	-
4	丑	61	18		有玉 + 松木嶋	982.129	122.926	7	6.6	654.931	714.578
寛文2	寅	62	19		有玉 + 松木嶋	981.220	122.926	7.4	6.4	649.475	706.608
3	卯	63	20		有玉	881.232	167.006	7.6	6.6	611.099	692.300
4	辰	64	21			-	-	-	-	-	-
5	巳	65	22	福請村合村	有玉 (含福請)	1139.084	211.049	7.4	-	797.804	903.991
6	午	66	23	無事		-	-	-	-	-	-
7	未	67	24	無事	有玉 (含福請)	1139.095	211.006	7.4	-	759.414	856.425
8	申	68	25	無事	有玉 (含福請)	1139.777	211.006	7.7	-	846.775	955.232
9	酉	69	26	無事		-	-	-	-	-	-
10	戌	70	27	無事		-	-	-	-	-	-
11	亥	71	28	無事	有玉 (含福請)	1139.777	211.006	7.7	-	847.986	964.649
12	子	72	29	無事	有玉 (含福請)	1139.894	211.006	7.6	-	808.090	915.744
13	丑	73	30	世中遠候へ共、浜松領御高免	有玉 (含福請)	1139.894	211.006	7.7	-	816.459	924.450
延宝2	寅	74	31	百年以来部類之大水		-	-	-	-	-	-
3	卯	75	32	有玉中へ御検地御入候		-	-	-	-	-	-
4	辰	76	33		有玉 (含福請)	1043.341	185.372	7.7	6.9	663.395	762.986
5	巳	77	34			-	-	-	-	-	-
6	午	78	35	青山1	有玉 (含福請) + 松木嶋 + 上瀬	1481.922	336.805	7.15	-	1011.781	1164.218
7	未	79	2		有玉下	420.370	90.247	7.9	-	330.956	374.662
8	申	80	3		有玉下	420.370	90.635	6.5	-	256.964	292.749
9	酉	81	4		有玉下	420.370	90.657	6.8	-	256.220	289.491
天和2	戌	82	5		有玉下	420.370	90.657	7.2	-	286.178	324.539
3	亥	83	6		有玉下	420.370	90.691	7.5	-	304.712	347.408
4	子	84	7		有玉下	420.370	90.705	7.3	-	295.713	340.880
貞享2	丑	85	8		有玉下	420.370	90.691	7.7	-	308.184	353.481
3	寅	86	9		有玉下	420.370	93.374	7.5	-	290.352	333.686
4	卯	87	10		有玉下	420.370	94.037	7.8	-	289.826	333.399
5	辰	88	11		有玉下	420.370	94.037	7.6	-	300.601	342.406
元禄2	巳	89	12		有玉下	420.370	94.093	7.5	-	302.896	347.474
3	午	90	13		有玉下	420.370	94.122	7.6	-	304.320	350.025
4	未	91	14		有玉下	420.370	94.178	7.4	-	270.056	305.325
5	申	92	15		有玉下	420.370	94.206	7.6	-	285.545	327.402
6	酉	93	16		有玉下	420.370	94.206	7.7	-	261.404	296.956
7	戌	94	17		有玉下	420.370	94.206	7.6	-	278.534	317.881
8	亥	95	18		有玉下	420.370	94.262	7.7	-	279.846	322.718
9	子	96	19		有玉下	420.370	94.318	7.7	-	272.130	312.842
10	丑	97	20		有玉下	420.370	94.290	7.5	-	276.484	318.122
11	寅	98	21		有玉下	420.370	94.290	7.6	-	294.734	330.545
12	卯	99	22		有玉下	420.370	94.290	7.5	-	271.350	309.871
13	辰	1700	23		有玉下	420.370	94.318	7.7	-	282.514	317.542

出典：高林家文書各年の年貢割付状。元和・寛永年間ものは、目録記載の年号と異なるものがある。

# Economic Enviroment of a Village Community in the Early Edo Period

FUKUZAWA, Tetsuzo

---

キーワード：江戸時代、村、経済環境

Key words : the edo period, a village community, economic environment